

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月25日

宮城県遠田郡美里町長 相澤 清一



- 1 条件付一般競争入札に付する事項
- (1) 業 務 名

美里町農業集落排水処理施設維持管理業務
- (2) 業 務 場 所

遠田郡美里町一円
- (3) 業 務 期 間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業 務 概 要

農業集落排水処理施設7施設の維持管理業務
・処理施設維持管理業務 一式
・清掃業務立会 一式
・管路施設点検業務 一式
・真空ステーション点検業務 一式
・中継ポンプ点検業務 一式
・真空弁点検業務 一式
- (5) 支 払 条 件

四半期ごと払い（年4回）
- (6) 予 定 価 格

事後公表
- (7) 最低制限価格

事後公表
- (8) 入 札 方 法

条件付一般競争入札（入札後審査郵送方式）

- 2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項
- 令和7・8年度美里町入札参加資格の承認を受けている業者で下記の条件を満たしていること。

登録業種	建物等の保守管理（浄化槽保守点検）
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。
業務実績等に関する条件	過去10年間に農業集落排水事業における汚水処理施設維持管理実績（JARUS型で計画人口501人以上の処理能力を有する施設に限る。）が元請けとしてあること。
配置技術者に関する条件	浄化槽法に規定する技術管理者を1人以上、専任で配置できること。
その他の条件	・別紙、本業務仕様書に示すとおり。 ・入札後審査郵送方式条件付一般競争入札公告共通事項に示すとおり。

3 入札担当課

区 分	担 当 課	電話番号	住 所
入札担当課	美里町総務課	0229-33-2103	遠田郡美里町北浦字駒米13 【本庁舎】
業務担当課	美里町下水道課	0229-33-2193	遠田郡美里町青生字中ノ橋124 【浄水場】

4 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
設計図書等の閲覧	令和7年 9月25日（木）から 令和7年10月20日（月）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町総務課
質問の受付	令和7年10月 6日（月）から 令和7年10月 7日（火）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町総務課
回答書の閲覧	令和7年10月 9日（木）から 令和7年10月20日（月）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町総務課
入札書受付締切	令和7年10月21日（火） （同日午後4時まで到達したもの を有効とする。ただし、配達証明 付郵便に限る。）	郵送先 〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町総務課
開札	令和7年10月23日（木） 午前10時40分から	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町役場本庁舎3階小会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	遠田郡美里町北浦字駒米13 美里町総務課

- (注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (注2) 設計図書等とは、当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項等をいう。

5 入札参加時の提出書類

- 入札参加を希望する者は、以下の書類を配達証明付郵便にて提出するものとする。（持参は認めない。）
- (1) 入札書
- (2) その他入札執行者が必要と認めた書類（担当者の名刺）

6 資格審査時の提出書類

- 入札執行者から開札後入札参加確認書類の提出を求められた落札候補者は、下記の書類を速やかに提出すること。
- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）※「物品購入」「物品」「納入」を「業務」に読み替える。
- (2) 納入実績等確認調書（様式第2号） ※「業務実績等確認調書」とする。「物品」「納入」「物品納入」を「業務」に読み替える。 【業務実績が分かる書類（契約書、仕様書）の写しを添付】
- (3) 指名停止確認調書（様式第3号）
- (4) 委任状（代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合）
- (5) その他入札執行者が入札参加資格及び仕様確認のため必要と認めた書類
※上記の様式は、美里町公式ホームページよりダウンロードできる。

7 設計図書等の閲覧

設計図書等に関しては、美里町公式ホームページよりダウンロードできる。

8 現場確認の実施

現場確認については、令和7年10月2日（木）に午前1回、午後1回それぞれ実施するので、参加を希望する事業者は、令和7年10月1日（水）午後4時までに美里町下水道課へ電話連絡すること。

なお、現場確認の参加は、任意であり、入札参加の条件ではない。また、現場確認の参加希望事業者がない場合は、実施しない。

9 その他

（1）本入札の応札者が1社の場合でも入札は有効とする。

なお、地方自治法施行令第167条の6第2項の規定により、入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（2）落札者は、7日以内に所定の契約書により町と賃貸借業務契約を締結すること。

（3）その他の事項は、別紙「入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項」に示すとおりとし、美里町公式ホームページにて閲覧できる。

（4）本入札に関する規定は、「美里町建設工事執行規則」及び「美里町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」を準用するので、必読すること。

なお、条文中にある「建設工事」・「工事」を「業務」に読み替える。